

自 平成 1 2 年 2 月 9 日
至 平成 1 2 年 2 月 9 日

平成 1 2 年 第 1 回
階上町議会臨時会会議録

階 上 町 議 会

平成 1 2 年第 1 回階上町議会臨時会会議録 (第1号)

招集年月日	平成 1 2 年 2 月 9 日								
招集の場所	階上町議会会議場								
開閉会日時	開 会	平成 1 2 年 2 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分					議 長	荒 道 鶴 造	
及び宣告	閉 会	平成 1 2 年 2 月 9 日 午後 0 時 3 4 分					議 長	荒 道 鶴 造	
応 (不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 蒿	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	1 0	大 前 典 男	○	1 1	桑 原 一 夫	○	1 2	木 村 勝 彦	○
	1 3	阿 部 敏 秋	○	1 4	浜 谷 豊 美	○	1 5	平 戸 茂 雄	○
	1 6	松 倉 正 美	○	1 7	田 端 清	○	1 8	荒 道 鶴 造	○
会 議 録 署 名 議 員		1 3 番	阿 部 敏 秋		1 4 番	浜 谷 豊 美			
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一		総務課長補佐	上 博 文			
		庶 務 係 長	田 中 昇						
地方自治法第 121 条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介		助 役	中 村 禮 一 郎			
		収 入 役	伊 藤 昭 一 郎		教 育 長				
		総 務 課 長	浜 谷 政 己		企 画 課 長	浜 谷 義 勝			
		税 務 課 長			保健福祉課長				
		農 林 課 長	高 階 繁 雄		建 設 課 長				
		町 民 課 長			水産商工課長				
		中央保育所長			出 納 室 長				
		教 育 次 長			学 務 課 長				
		社会教育課長			体 育 課 長				
		給食センター所長			農委事務局長				
		診療所事務長			企画課長補佐				
		代表監査委員							

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由説明
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 1 1 年度階上町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 5 議案第 2 号 土地改良事業の認可申請について
- 日程第 6 議案第 3 号 第三次階上町総合振興計画基本構想を定めることについて

会議に付した事件

- 議案第 1 号 平成 1 1 年度階上町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 2 号 土地改良事業の認可申請について
- 議案第 3 号 第三次階上町総合振興計画基本構想を定めることについて

----- 会 議 の 経 過 -----

- | | |
|---------------------------------|--|
| 開会・議長
（荒道鶴造
君） | ただいまの出席議員は 1 8 名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成 1 2 年第 1 回階上町議会臨時会を開会いたします。 |
| 開議・議長
（荒道鶴造
君） | ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。 |
| 会議録署名
議員の指名
議長（荒道
鶴造君） | 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において、
1 3 番 阿部敏秋君、1 4 番 浜谷豊美君を指名いたします。 |
| 会期の決定
議長（荒道
鶴造君） | 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日間と決定いたしました。 |
| 提案理由説
明・議長（
荒道鶴造君 | 日程第 3、この際、日程第 4、議案第 1 号 平成 1 1 年度階上町一般会計補正予算の件から、日程第 6 議案第 3 号 第三次階上町総合振興計画 |

基本構想を定めることについての件までの３件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

本日ここに、平成１２年第１回階上町議会臨時会の開会にあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第１号 平成１１年度階上町一般会計補正予算第６号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に１億２，３４５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、５８億５，５３０万円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。分担金及び負担金は、八戸平原土地改良区総代選挙費負担金５万４千円、農地災害復旧事業費分担金３２６万円、農業用施設災害復旧事業費分担金２４９万９千円を追加補正するものであります。

県支出金は、農地災害復旧事業費補助金等１億４２１万４千円、林道施設災害復旧事業費補助金９３２万３千円、合わせて１億１，３５３万７千円を追加補正するものであります。

町債については、災害復旧事業債４１０万円を追加補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費には、八戸平原土地改良区総代選挙費５万８千円追加補正するものであります。

災害復旧費は、農地等災害復旧費１億７，５６４千円、林業施設災害復旧費１，１５４万６千円、合わせて１億１，９１１万円を追加補正するものであります。

予備費は、４２８万２千円を追加し、１，５７１万７千円とするものであります。

次に、第二表地方債補正であります。災害復旧事業債を新たに追加補正するものであります。

議案第 2 号 土地改良事業の認可申請について、ご説明申し上げます。

本案は、昨年 10 月 27 日から 28 日にかけての豪雨災害による、上ノ山地区ほか 40 地区の農地等災害復旧土地改良事業を認可申請するため、提案するものであります。

議案第 3 号 第三次階上町総合振興計画基本構想を定めることについてご説明申し上げます。

本町は、昭和 55 年の町制施行以来、昭和 57 年 3 月に第一次、平成 2 年 3 月には、第二次総合振興計画を策定して、町民生活の向上と、町発展のため長期的、総合的なまちづくりを進め、着実に発展を遂げてきたところであります。

しかしながら、計画策定後に生じたバブル経済の崩壊は、地方自治体にも影響を及ぼし、行政運営においても、これまでのハード面からソフト面への転換、また、社会情勢の変化に伴い住民意識・価値観の多様化、さらには、地方分権や地域連携の動き等、従来の枠組みでは対応しきれない新たな課題が生じてきております。

これらの情勢の変化に対応するため、時代の潮流を見据えた、新たな視点による発展の長期ビジョンとして、「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を基本理念とする、本町の総合的かつ長期的な施策の基本方向を示す計画であります、第三次階上町総合振興計画基本構想を定めるため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（荒道
鶴造君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第 4、議案第 1 号 平成 11 年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 平成11年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 土地改良事業の認可申請についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 土地改良事業の認可申請についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 第三次階上町総合振興計画基本構想を定めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

10番、大前典男君。

10番（大前典男君）	10番、大前。この、第三次階上町総合振興計画は、先日の説明会で理解はできておりますけれども、肉付けとなる具体的な事業について、1点お伺いいたします。 それは、総合運動公園であります。この事業については、昨年の12月の定例会で、野沢の場所に建設することを断念すると、明確に表明しましたが、これでは、この総合運動公園事業は、第三次計画では、どのような年次計画で進められるのか、このことについて、具体的に説明をお願いいたします。
議長（荒道鶴造君）	企画課長、浜谷義勝君。
企画課長（浜谷義勝君）	それでは、ただいまの件について、ご説明申し上げます。 総合運動公園につきましては、第三次基本計画の中の、前期計画の中で対応したいと、今後のスケジュールでございますけれども、12年度でもって、用地選定委員会及び運動公園審議会を立ち上げたいと、そして、13年度でもって用地の選定等に、用地の買収にはいつてまいりたいと、そして、14年度に実施設計を作成し、15、16の両2カ年にわたって、野球場を建設するというのが、前期計画の具体的計画でございます。 以上でございます。
議長（荒道鶴造君）	10番、大前典男君。
10番（大前典男君）	10番、大前、どうもありがとうございます。 野沢地区には、10カ年計画で完成させる予定でございましたが、その10カ年の財源計画、当初の計画で、年度ごとにお知らせ願いたいんですけども。
議長（荒道鶴造君）	企画課長、浜谷義勝君。
企画課長（浜谷義勝君）	具体的に、金額ということでございますけれども、今年度、12年度は、審議会の費用3回分計上してございます。それから、用地買収につきましては、場所が、まだ、未定でございますので、額については決定してございません。ただ、野球場の事業費につきましては、今、だいたい、10億を予定して、事業計画に盛り込んでおります。以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

前の計画についてということです。

この際、暫時休憩いたします。開会時刻は、追って通告いたします。
（休憩 午前 10 時 20 分）

休憩前に引き続き会議を開きます。
（再開 午前 11 時 30 分）

先ほどの 10 番、大前典男君の再質問に対する答弁をいたさせます。
企画課長、浜谷義勝君。

企画課長（
浜谷義勝君）

どうも、大変時間をとらせて、申し訳ございませんでした。
それでは、ご質問にお答えいたします。

平成 4 年から、13 年度までの事業内容及び事業費でございますけれども全体で、25 億 8 千万でございますして、平成 4 年から平成 10 年度にかけまして、3 億 7 千万で公園を整備いたしました。残りの、22 億 1 千万の内訳、テニスコート、野球場、陸上競技場、弓道場、相撲場につきましては、着手してございません。

以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

10 番、大前典男君。

10 番（大前
典男君）

10 番、大前。昨年の 12 月の定例会の一般質問に対して、町長は、野沢の場所に建設することを断念したわけでございますが、私のとらえ方では、あくまでも場所について断念したことで、総合運動公園事業には、町長の最大公約であり、財源計画でも 3 カ年でスポーツ施設を、全てを完成させる予定でございましたけれども、残された計画は第三次振興計画の最優先施設として実施すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

お答えいたします。これまで、総合運動公園経過につきましては、これまでも議論、ご質問などあったわけでありましたが、大前議員言われますとおり、第三次計画の中で、予算面、事業費からいきましても、考えましても、重要な計画であるというふうに認識をしております。

以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

大前典男君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

10番、大前典男君。

10番（大前
典男君）

10番、大前。どうも、ありがとうございました。第二次振興計画から第三次の移行期に、この総合運動公園事業をなくずし的に変更するもので、町長の政策変更ととらえざるを得ないと思います。なぜ、今、ここでこの問題を伺うかといいますと、この事業は、莫大な予算をするもので、この事業のいかんによっては、第三次計画の他の事業に財政的にも大きな影響を及ぼすからだと思います。第二次から第三次にかけて残された計画を、最優先的に誠意をもって遂行することが、町民の負託に応えることではないかと思います。私は今までの経過から見て、前期5カ年で、総合運動公園のスポーツ施設を完成させるべきだと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。総合振興計画についてであります。第三次計画進めていくうえで、誠意をもって取り組みなさい、こういうことでありまして、まったく、その点につきまして同感であります。そして、前期計画で完成を目指せ、というふうなお話なわけですが、気持ちのうえでは、一日も早くという気持ち持ってるわけですが、新たな用地をさがすということ等、そして、どんな事業で取り組んでいくのか、というふうなこと等考えますと、勿論、財政的なことも念頭におくということは、大前提なわけですが、そういうふうなこと等を勘案しますと、どうしても、大きな事業でありますし、時間的には、前期で完成をということは、率直に言って無理だというふうにお答えをしておきます。全体が、野球場については、12月の議会でもお答えを申し上げたわけですが、町民の一番、最も望む施設、それを前期のうちに組みたい、いうふうなことでありまして、全体計画を前期のうちにということは、さっき、申し上げましたように、いろんな、さっき申し上げましたようなことで、無理だというふうにお答えをしておきます。以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑はありませんか。

6番（上山
博一君）

6番、上山博一君。

34ページ、第6節、開かれた行財政づくりと、この2番目のところに

町民に開かれた行財政の推進、①、②、③、④とあるわけですが、ここに情報公開あるいは開示について、全然ふれてないわけですが、町民に開かれた行財政の推進ということについてですね、この情報開示は欠かすことのできない、今、社会の要求であり、必要なものだと思いますが、まだ、その時期でない、時期尚早という意味でしょうか。それとも何か、ここに意図があるものでしょうか。気が付かなかったということではないと思いますが、そのことについて、お伺いしたいと思います。

それから、22ページの3番のですね、利用区分別土地利用の基本方向のところの②の住宅地の、この1行目のところに、良質な住宅やとあるわけですが、住宅とは建物であるわけですが、これは、町営住宅を指すのか、それとも、今度は、建て売り住宅の方のことを狙っているのか、お伺いしたいと思います。

議長（荒道
鶴造君）

企画課長、浜谷義勝君。

企画課長（
浜谷義勝君）

それではお答えいたします。

第1点の情報開示でございますけれども、ここに載ってないのではないかとということでございますけれども、これにつきましては、今、庁内で作業進めてございまして、14年の4月に情報開示をスタートしたいと、いうことで進めてましたので、ここには盛りませんでした。

それから、第2点目の良質なということは、高齢者等もありますので、バリアフリー等々のことをして、良質なという言葉を使っております。

以上です。

議長（荒道
鶴造君）

6番、上山博一君。

6番（上山
博一君）

情報公開は、今回載せなかったということですが、必要がないということではないでしょう。であれば、ここに、⑤としてですねえ、情報公開を早期実現とか、また、次の施策の大綱の中に、6番の開かれた行財政づくりの3番としてですね、情報公開、あるいは開示をですね、推進というような文言が入ってる方がよいのではないかと、将来に向けて、情報公開については、今、いろいろな事件とかあって、町民に対する信頼が、非常に薄れてきてるのではないかと思います。これの、もっとも良い対策は、情報公開であると、疑問もたれない透明性のあるものであると、こう思います。そのためにもですねえ、これは、絶対必要なもの、今後の町のためにもですね、必要なのではないかと思います。

さきほどの、22ページ、バリアフリーですか、これは、バリアフリーに対する助成であるとか、何か、各個の住宅を新築する場合は、助成、指導、その他何かあるものかどうか。そういう意味ではないんだ、私、ちょっと、勘違いしているかも、その辺、お願いしたいと思います。

議長（荒道
鶴造君）

企画課長、浜谷義勝君。

企画課長（
浜谷義勝君）

高齢者等の、段差をなくするとか、ということで12年度予算の中に、住宅改良の補助等を計上してございます。それを進めていきたいということでございます。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑ありませんか。

11番、桑原一夫君。

11番（桑原
一夫君）

11番、桑原。運動公園のことに戻りますけれども。以前であれば、5カ年で完成して見せますよ、という意気込みがあったと伺っております。

12月もそれで伺った経過がございます。結局、スポーツ施設をつくるのであれば、用地を選んで、審議会で計画をして、3カ年でつくるとというのが、野沢の部分の計画だったと、私は理解しております。

先ほどの、大前議員さんの質問にご答弁なさったように、平成11年、12年、13年で22億でスポーツ施設を、10ヘクタールに完成させるという財源計画は、平成4年度に、議場において示されたと、私は理解して、記憶しております。

この財源の在り方、長期計画の在り方については、私も議会で質問しました。後年度に大きな予算を、10年後に大きな予算を予定しておくのは無責任ではないかという、私は言葉を使って、町長さんと意見が食い違ってたんですけど、まさしく、11年、12年、13年で20数億の財源支出を計画の当初年度に予定しておいたわけです。であるならば、遺跡が出なければ、平成11年、12年、13年で野沢の場所に完成させなければならない。そのような財政運営をしなければならない責任が、継続して町政を担った町長にあると、私は思っております。この22億という財源で、第三次計画において5カ年でこれを完成すると、用地選定して審議会で施設を計画して3カ年で完成させると、なぜ、3カ年かといいますと、以前にも議場で聞いておりますけれども、このカントリーパーク事業というのは、公園部分については、建設省のカントリーパークの補助金、スポーツ施設3カ年分、20数億については、自治省の地域総合整備事業債を活用して3カ年で完成させますと、これは、当時の企画課長から答弁をい

ただいております。そういうふうな財源計画できておるわけですから、当然、第三次の前期計画では、野沢の場所で計画してた財源でもって、すみやかに完成させるという計画は、町長の責任ある施策ではないかと、このように思いますけど、いかがでしょうか。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君

町長（正部
家佑介君）

桑原議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨については、分かるわけでありましたが、いずれ、場所変更に伴いまして遅れることを含めて、ご迷惑をかけるというふうなことで、大変その点は申し訳なく思っております。そういう中で、出来る限り努力をしてやっていきたい。で、さっき、申し上げたような計画に従って進めていきたい、取り組んでいきたいと、いうふうなことでありまして、いずれにしても、行政が、ますます多様化してきてるというふうなこと、また、ご承知のように介護保険制度のスタート等々含めまして、行政需要というのは大きくなってきてるわけでありまして、その辺のところを勘案いたしまして、出来る限り努力はすることではありますが、また一方で、財政的なことも念頭において取り組んで参りたい、いうふうなことでありますから、なんとか、そういう点で、質問の趣旨については分かるわけですが、ご理解を願いたいと、こう思います。

議長（荒道
鶴造君）

桑原一夫君。

11番（桑原
一夫君）

ハイ、11番、桑原。さっきもいいましたように、この計画が立ち上がった時点におきまして、この10年計画の財政計画は、私は無責任ではないかと、10年後には10年後の町民の要求、行政需要というのが出てくるんですよと、スタートの年に8年目、9年目、10年目で数十億の財源の支出を予定しておくというのは、私は無責任ではないかということで、議会で質問させていただいたわけです。10年後には、10年後のやらなきゃならないことが当然出てくるんです。行政需要として、そういう意味で聞いてたんです。じゃあ、町長さんの言葉はいいわけにしか聞こえないんです。新たな場所にも、時間かかるかも知れないといいますけども、最初、この野沢の地域にやると言った時は、そんな意気込みじゃなかった筈なんですね。なんとしても、これを町民のために完成させる、という強い意気込みで取り組んできたと思うんです。

そうして、場所を決め、施設を計画して、そんな何年もかかってない筈

でございます。場所については、私はそう思います。町長の姿勢だと思います。三次計画の中での町長の姿勢だと思います。やってみなきゃわかりません。初めから遅れることを前提として、これを計画することはいけないと思います。

また、財政的な問題ですけれども、さっきいったように、町長が10年間、当初から今日まで、継続して町政を運営してきてるわけです。私は何回か議場で財政問題をきいております。町長さんいわれたことは、桑原議員と認識が違うと、町民のためなら、借金してもやるんだという言葉に答弁なさっております。

私は、財政問題をなぜ聞いたかといいますと、運動公園事業完成させるためには、財政運営を、よほどきちっとやらないと完成できないんだと、町が大変なことになると、ということで財政問題を聞いておりました。

特に、この地域総合整備事業債という一般単独債は、公債比率が16パーセントを超えると、自治省では、原則的には認めない起債事業であります。ですので、何とか16パーセントを超えないような財政運営をしなければ、この運動公園事業は宙に浮いてしまうんだと、平成11年、12年13年をにらみながら、はじまりから財政問題を聞いてきておるつもりでございます。

そういう意味で野沢の場所に、22億の計画をしてるのであれば、当然に、この22億の計画でもって、次にいくというのが、やはり、町長の、私は責任ある行動だと思います。いかがですか。さきほどと、同じことになることです。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。繰り返しに、ほとんどなるんで、恐縮をするわけですが、この野沢地区の、いわゆる、野沢地区の運動公園、後の方に大きな予算をおいたということに問題があったのではないかと、というふうなお話があったわけですが、その点につきましては、そういう見方、評価もあるだろうかと、こういうふうに思います。

また、今、桑原議員いわれますように、もともと、この分の財源でやるということであるんだから、短期間でやれる、やるべきではないかというご意見なわけですが、そういう意見が出てくるということについては、もっともだと思えるところもあるわけですが、いずれ、率直に申し上げて、さっき、お話いたしましたように、現在、お示しというのか、総合振興計画の中でご説明申し上げてるような計画で取り組んでいきたいと、いうふうに思います。以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑はありませんか。
15番、平戸茂雄君。

15番（平戸
茂雄君）

大前議員、桑原議員、いろいろ質問が出ました。町長さんもお答えになりましたけれども、前期5年間で野球場をつくるということをお伺いしたんですけれども、今、桑原議員がおっしゃいましたように、3年間で22億という計画で、今まで町長さん進めてきたわけですよ。そして、町長選挙のたびに、これが公約で、町長さんが当選してきてるんですよ。

もし、これが、前期の5年間で、総合運動公園ができないとするのであれば、町長さん、町民に嘘ついたことになりますよ、その責任は、どう、とりますか、お答えください。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

平戸議員にお答えをします。

この件につきましては、それこそ定例会のつど、論議になってるわけですが、勿論、もうそういう意味では、場所変更せざるを得なかった。結果として、遅くなったというふうなことについては、大変、申し訳なかったと、いうふうに申し上げているわけですが、いずれにしても、繰り返しになって、本当は恐縮なわけですが、さっき、桑原議員にお答えいたしましたように、今、もっともスポーツ関係者、町民の方々の望むところと、私どもはそう思ってるわけですが、この前期のうちに、野球場を何とか目鼻をつけたい、やっていきたいというふうなことでありまして、順調に、少なくともこれまで順調にきてなかったことにつきましては、大変、期待を裏切ったと、申し訳なく思っております。この評価につきましては、町民の方々がただすことだと、こう思っておりますから、これはもう、そういった意味で、なんとか今、前へ向けて、これまでのことは、これまでのことで、私がさっき申し上げたように、遅れてきたということについては、大変、いろんな事情はあったわけですが、申し訳なかったと、これは、12月議会でも、そして、正月の広報にも掲載というんですか、新年のあいさつで述べているとおりでありまして、今度、前へ向けて、前へ向けて、何とか、今度こそは、これまでのいろんなご意見、失敗を含め失敗というんですか、十分でなかったところの反省もしながら、取り組んで参りたい。そして、町民の望む運動公園、取り組んでいきたい、こういうふうに思いますのでご理解をいただきたいと、こう思います。

議長（荒道
鶴造君）

15番、平戸茂雄君。

15番（平戸
茂雄君）

個人対個人であれば、悪かった、許してくださいで済むだろうと思います。しかしながら、一万五千人の主ですよ、1万5千人に嘘をついたことになりますんですよ、町長さん。その辺は、さっぱり答えてもらえないんですけれども、今まで、過去のことはあまりしゃべりたくないんですけども、当時の企画課長であります助役さんも、そこにおりますんですが、当時、10年たてば立派な、こちら辺ではないものをつくってやりますと、啖呵切ったんですよ、もう少しあれば、私定年になるけども、そのうち立派な運動施設、運動公園ができたら、おまえら、我んどこさくれば、選挙で、おれんどこさきたら、足、ぶち折ってやると、こういうこともいいました。それだけ、啖呵を切って、今遺跡が出たから、遅れたから、後の22億では、22億の金を使えば出来ることですよ、それを遅れたから、この22億というのは使われないということですか、計画立ててきたんでしょう。後の10年間、10年までで、後3年間で22億という金の計画を立てて、つくる予定だったんでしょう。それ、確かに遺跡出て、あすこはだめです、それはわかりますよ。だったらこの計画、めくら計画だったのか、どうだったの、これは、22億というのは、計画を立ててつくるつもりで遂行してきたんだと、それが、遺跡が出たからつくられないんだと、別な場所を選定して、買収して22億を注ぎ込んだらできんでないですか。

その選挙民に対しての責任は、どのように取りますか、そこを、明確に教えてください。

議長（荒道
鶴造君）

町長、 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

いずれ、この計画については長期間を要してますし、そういう意味で、予定どおり、計画どおりきてないということ、そして、反省すべき点も大変多かった、こう思っております。ですから、十分に、勿論責任は感じて取り組んできたつもりであります。更に、これまでの十分でなかった点反省すべき点を念頭において、より良いものを、なるべく早く、完成に向けて努力をしていきたい、こう思います。この結果につきましては、最終的には、町民のご判断なさることありますから、そのために4年ごとに町民の審判、いわゆる選挙というのものもあるわけでありまして、この点を、どう評価されるんだろうな、というふうには思っているわけではあります。ただ、現実、現状を踏まえた場合に、総合振興計画として、皆さんのご理解をいただいて、そして取り組ませていただきたい。このことをお願い

いを申し上げまして答弁いたします。

議長（荒道
鶴造君）

15番、平戸茂雄君。

15番（平戸
茂雄君）

わからないわけではない、わかります。ただ、さっきも、しゃべったように、これで2回も、3回も選挙してきてるわけですよ。イベント、会合あるたびに、町長これで当選したといっても過言でないと思いますよ。

私は思ってますよ。町長さん、そういうふうな〇〇〇できてるから、そうでないと思ってるかもわかんないけど、これも多分にあるのは確実だと私は思います。

公約してきたんですもの、ここら辺にないの建てると、助役さん、そう言いましたもんねえ。それを、これからの町民の審判だと、町長さんおっしゃいますけども、今までのできなかった、13年度でできない場合は、その責任は、どう取りますかということ、あとのことでなくて、あと、町長さん、選挙に出るか、出ないか私わかりませんから、今までの、この嘘ついたことに対して、責任はどうに、どういうふうに考えてるかということですよ。

それに、野球場、総合運動公園の中に、この野球場つくるとか、今、なんか話、審議会では話が出て体育館つくるとか、というような話も聞きましたけれども、総合運動公園の中に、それが、つくられるというのであれば計画されてあるのであれば、まだも分かりますけれども、そこに、ぽつと、また、体育館別なところにつくるんだ、野球場は、また、そっちにつくるんだというような、今までの、そういうことばかりやってきてるわけですよ。どこいっても、よその町村いっても、ある程度、このなんといえますか、まとまったといえますか、利便性を考えた施設をつくってるんですけども。階上町の場合は、あっちに一つ、こっちにいけば一つ、というふうな感じで、私は、そう、とらえております。体育館の建設の問題ですけども、どこへつくる考えなのか、それが、私が聞き違いなのか、そこら辺をお願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。

体育館につきましては、総合運動公園にという意味じゃなくって検討します、というふうな表現になってるのでありますが、いずれ、総合運動公園につきましては、野球場、さっきお話したように、これ、前期計画の中

取り組んでいきたい。その他については、細部についてはというんですか
すべて、これからということになるわけですが、いずれ、平戸議員
がお話の、選挙の都度いつてきたのではないかと、というお話につきまして
は、だいぶかかっておりますし、また、ここまでお話ししていいか、どう
かですが、総合運動公園も順調にきてない、そういう意味でも、平成
9年の選挙におきましては、その評価下がったのかな、そういう評価下
ったのかな、という気は勿論しておりますが、また、運動公園だけで当選
してきたのではないかとこの部分については、必ずしもそうではない、こ
う思ってます。

ただ、嘘ついたんでないかということは、結果として思うように、計画
通りきてない、こういうことはあったわけですが、その時点では、
一生懸命取り組んできた、こういうつもりをしております。

今、振り返って見れば、反省すべき点もありましたし、遅れてる、計画
通りきてない。この点につきましては、何回も繰り返し申し上げてますよ
うに、大変申し訳なく思っているところであります。以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

15番、平戸茂雄君の本件に関する発言は、すでに3回におよびました
が、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

15番（平戸
茂雄君）

どうも、ありがとうございます。一番聞きたいところを、さっぱり答え
てもらえないけども、その答弁では、ちょっと納得いかないんですけれど
も。総合運動公園つくる気持ちがあるのかなのか、あるような話はする
んですけども、明確な答えが、さっぱり出てこないんですね。そこら辺が
どうも、そのままの答弁であれば、私たちこれを、とても認めるわけにい
かないような気がするんですよ。さっきも、縷々、二人も三人も出てると
おり、3年間で22億という予算を計画をして、なんで今、前期の第三次
の前期の5年間でできないんですか。計画したことは、嘘になるんでない
かなあ。場所変わったから、それを隠れみのってばあれですけども、そう
いうふうにはしか取られないんですよねえ。場所変わったって、計画そのも
のは、生きてるわけですよ、総合運動公園をつくるということは、ちゃん
と、この10年もたってるんですもの、10年とは、いわないけども、7
年、8年もたってるわけですから、ちゃんと、その計画をたててるわけ
ですから、出来ない筈ないですよ、明確な答えをもらわないと、ちょっと、
これ、認めるわけにいきませんね。そういうことで、もう1回、明確な答
えを、ご答弁お願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

何回か、お話をしていますように、運動公園の中で、特に野球場については、前期計画の中できちっとやっていきたいと、こう申し上げてあるわけでありまして。やる気があるのか、ないのか、わからないというふうなお話ですが、計画にちゃんと載せて、そして、取り組んでいきますと、いうふうなことから、後は、だんだん、これから細部についてっていうんですか、事業計画全体についても、細部についてつめていく、勿論、用地の選定というふうなこともあるわけですが、いずれ、12年度スタートの総合振興計画の中で、重要な課題として取り組んでいきたい、いきます、ということです、ご理解をいただいて、この総合振興計画については、是非お認めをいただきたい。

そして、今後、具体的な事業が、明確になってきますと、予算審議の中で、また、ご審議いただきたい、こういうふうに思いますので、なんとかこの計画につきましては、今日出されました、ご意見など十分に、実施に当たっては、反映させながら取り組んでいきたい、こう、思いますのでお認めをいただきたい。このことを、よろしく願いを申し上げて、答弁を終わります。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、ありませんか。

4番、土橋信夫君。

4番（土橋
信夫君）

27ページですね、1の④の1. 5次産業の振興という項目ございます。ここで、本町の基幹産業である第一次産業から生産される農水産物を中心に付加価値を高め、市場性のある地場産品、特産品として開発し、1. 5次産業の振興を図ります。という文になってるんですけども、この地場産品、特産品としての開発し、というのは、これは、前段のいろんな説明から、町が主体的に取り組んで開発するという解釈をして、私読みましたけども、それでよろしいんですか。

議長（荒道
鶴造君）

企画課長、浜谷義勝君。

4番（浜谷
義勝君）

それでは、お答え申し上げます。この部分につきましては、今現在、階上町婦人連絡協議会がございまして、8つの加工グループが一本化した協議会がございまして、そこで、縷々、特産品の開発等やっていただいておりますので、施設等につきましては、町で計画をして、整備していきたいと、そして、その特産品の開発については、そういう加工グループ等をお願いして、自主的活動を展開したいと、いうふうに考えてご

ざいます。以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

4 番、土橋信夫君。

4 番（土橋
信夫君）

この第2節の、活力あふれる21世紀の産業づくりの中でですね、行政施策として支援していくんだ、あるいは育成していくんだ、例えば地域産業の育成、あるいは農業振興のここでもですね、環境保全型農業の推進、兼業農家の支援、あるいは新たな農業形態、経営の育成に努めます、という形の支援、育成については明確な、こう、文章表現してまして、これについては、多分、読む人はですね、町の方で開発して、地場産品、特産品として開発していくという解釈にとられるんじゃないか、他の方は全部、あえて育成、支援という形の文章表現しますんでですね、そうすれば、これも整備は町でやるとしても、地場産品、特産品として開発し、というのは、育成あるいは支援するって形の表現にしないと、おかしいんじゃないかと、かように思いますけども、いかがですか。

議長（荒道
鶴造君）

企画課長、浜谷義勝君。

企画課長（
浜谷義勝君）

それでは、お答えいたします。そういうことについて検討して、そういう方向に進めて参りたいと思っております。以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑はありませんか。
2 番、石川清人君。

2 番（石川
清人君）

さきほど、平戸議員がおっしゃいましたことに重複いたしますけども、これから予定しております野球場、そして、また、体育館等お話ございましたけども、これは、施策の視野におかれまして、運動場、あっ、ごめんなさい、野球場、そして体育館、これは、一つの総合的に考えてるものでしょうか、また、別々に考えてるものでしょうか。また、それに加わる、さきほどの運動公園を視野に入れた計画をもって、用地の選定をするか、どうかをお聞きいたします。

議長（荒道
鶴造君）

企画課長、浜谷義勝君。

企画課長（
浜谷義勝君

それでは、お答えいたします。

野球場とか、縷々各種施設の張りつけについては、同じ箇所を検討してまいりたいと、ただ、今後、さきほどいいましたように、12年度で用地選定委員会並びに審議会を立ち上げますので、そこで、十分議論していただいて、方向性を示していきたいと。それから、さきほどの体育館でございますけども、これにつきましては、前期計画の中では取り入れてございませんで、10年間で、今後、スポーツを実施する際にも、階上町の体育館は基準に合っていないという関係もございまして、今後、検討課題として、そういう総合的な室内の競技ができるような体育館ということ、今後10年間で検討していきたいということでございます。以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

2番、石川清人君。

2番（石川
清人君）

ハイ、ありがとうございます。私からのお願いでございます。

今までの、現在、あちこちに、施設等散らばっておりますけども、今後10年計画におかれまして、一堂に集める地域、中心とする地域に総合的に集合できるような地域であってほしいと思うんであります。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論にはいります。討論は、ありませんか。

10番、大前 典男君。

10番（大前
典男君）

大前、反対討論を行います。

議会に示された、この第三次階上町総合振興計画案は、その文言及び行政が果たすべき洋洋な施策を網羅していて、審議委員の方々には、心から敬意を表するものであります。

しかし、総合運動公園の年次計画において、継続している事業を済し崩し的に先送りさせることは、認められません。しかも、新たに体育館の建設を計画するなど、政策の順位が誤っていると思います。

よって、我々に示された第三次階上町総合振興計画の概念的な大綱は、是としますが、より具体的な計画である総合運動公園の年次計画に反対のため、この第3号議案に反対の意を表し、反対討論終わります。

議長（荒道
鶴造君）

次に、賛成者の発言はありませんか。

16番、松倉正美君。

16番（松倉
正美君）

第三次階上町総合振興計画について、賛成の討論を行います。

さきほどらい、総合運動公園の推移をめぐって、大変、こう、議論なされたようでございますけども、第三次階上町総合振興計画は、それらを網羅した階上町のすべての面においての壮大な計画だと、私は認めたいと思います。そういう意味から、そういう一つの事柄をとらえて反対をするということは、私は、何か、あまりにも寂しいというような心持ちにならざるを得ません。もっと、こう大局的な立場にあって、階上町の将来の展望のために、ご賛同くださることを、特に壇上からお願いして、私の賛成の討論にいたします。終わります。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、討論はありませんか。

11番、桑原一夫君。

11番（桑原
一夫君）

ハイ、11番、桑原。反対討論を行います。

第三次階上町総合振興計画、ご存知のとおり、10年計画の中に、前期5年計画、3年の実施計画、つまり、大きな壮大な計画の中にも、具体的な実施計画が張りつけられております。さきほど、大前議員さんが質問なされたとおり、この総合運動公園、野球場だけで10億、その他の野沢に計画されたスポーツ施設を、責任を持って完成させるとなると、数十億の予算を必要とします。壮大な計画もいいのですが、この実施計画において、総合運動公園がどのような位置づけになるかによって、この10年の財政計画が大きく影響します。

この総合運動公園計画こそ、将来、階上町の10年さきを決める大事な計画だと思います。

よって、今のままの曖昧な計画であれば、今までの町長さんの政策の流れからいって、賛成することはできません。以上です。反対討論を終わります。（拍手あり）

議長（荒道
鶴造君）

次に、賛成者の発言はありませんか。

ほかに、討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第3号 第三次階上町総合振興計画基本構想を定めること

についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者 8人）

起立、少数であります。

よって、議案第3号 第三次階上町総合振興計画基本構想を定めることについての件は、否決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成12年第1回階上町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午後0時34分）

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

